

第3章 重層的支援体制整備事業実施計画

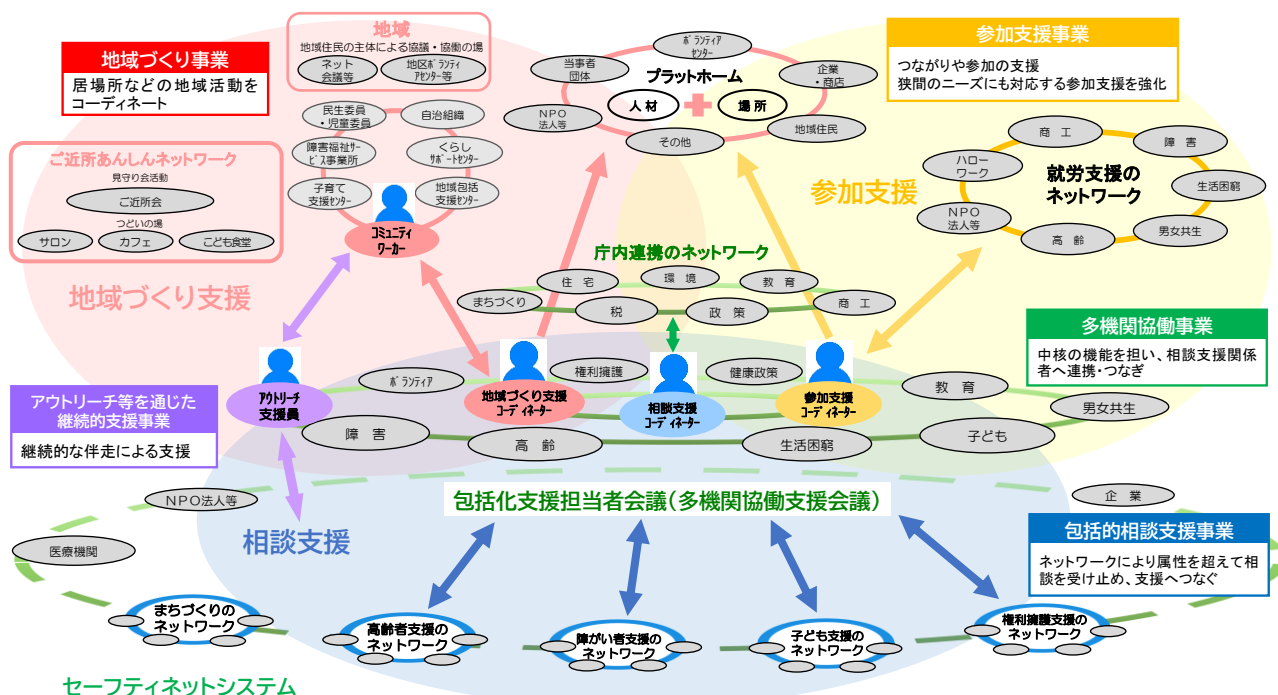
1. 計画の策定にあたって

1) 計画策定の背景と趣旨

近年、急速な少子高齢化の進展や経済・雇用などの社会構造の変化、個人の価値観の多様化に伴って、地域や家族のつながりが希薄化しています。社会的に孤立し、自分たちの抱えている課題に気づいていない人や困っていることを誰からも気づかれないように暮らしている人、孤独な状態でありながら、自分だけでは乗り越えられない生活課題を抱えているのに誰にも相談できない人など、個人や世帯の抱える複雑・多様な生きづらさやリスクが存在しています。例えば、80代の親が50代の子どもの生活を支える8050問題やひきこもり、ダブルケア、ヤングケアラー、セルフネグレクトなどといった複合的な課題をもつ世帯が増加し、従来の福祉制度では対応が困難な状況が見られます。そのため、これらの課題に対応する包括的な支援体制をより具体的に実施するため社会福祉法が改正され、市町村において、「対象者の属性を問わない相談支援」、「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

本市においては、令和3年より、重層的支援体制の整備に向けた移行準備事業に着手し、相談支援、地域支援、参加支援を一体的に実施するためのコーディネーターを配置し、各相談部局における包括化支援担当者の配置や多機関協働事業を実施し、分野を超えた連携体制の構築を進めてきています。さらに、令和5年からはアウトリーチ支援員を配置し、支援体制の整備を本格化し、体制の評価活動にも取り組んでいます。

【伊丹市の重層的支援体制整備事業のイメージ図】

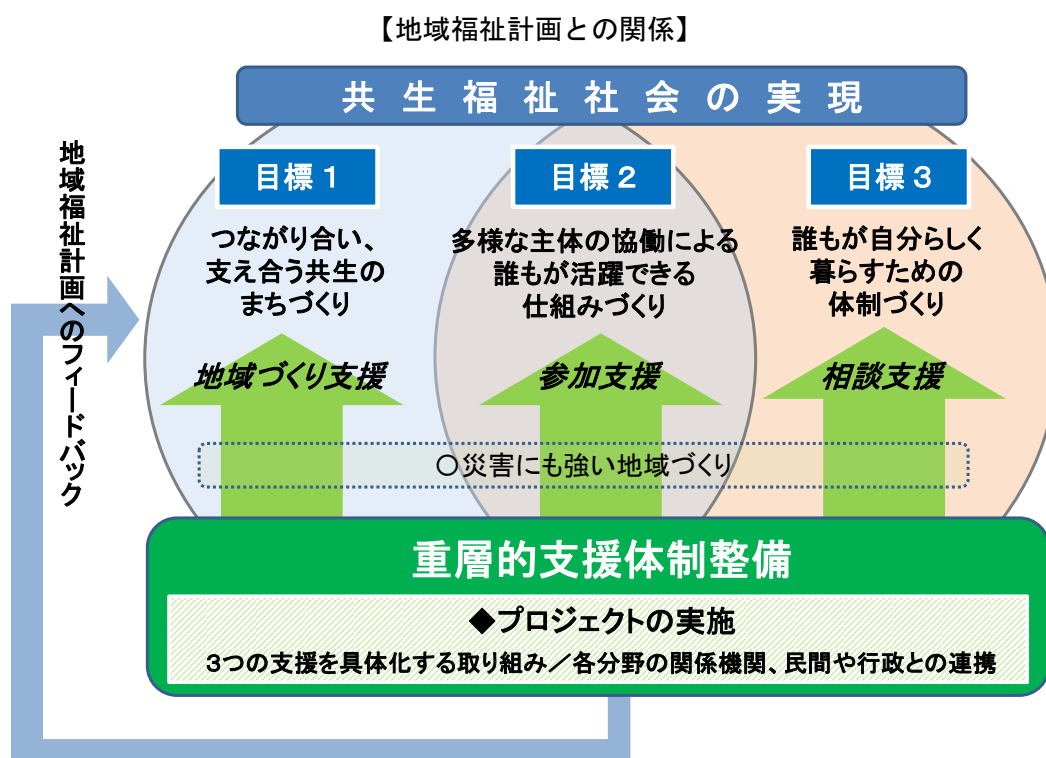


2) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づいて作成しています。この計画は、「第6次伊丹市総合計画」を上位計画とし、同計画の施策の一つ、「地域福祉活動の支援」を具体化・推進する「伊丹市地域福祉計画(第3次)」の理念である共生福祉社会を実現するために、社会福祉法第106条の4に規定された重層的支援体制整備事業を活用し、その具体的な実施計画を定めるものです。

重層的支援体制整備事業における3つの支援は、地域福祉計画の目標にそれぞれ対応し、目標に紐づく各施策の取り組みを強化します。また、本事業で実施するプロジェクトは、地域住民の抱える課題に対する支援の実施であると同時に、各分野の関係機関や、民間・行政の連携体制を構築する調整機能を担うものであり、多様な主体の連携による包摂的で持続可能な地域社会の構築をめざす過程そのものです。本事業から得られた成果は地域福祉計画へとフィードバックしながら、地域福祉計画との一体的な地域福祉の推進を図ります。

以上のように、伊丹市独自の包括的支援体制を、プロジェクトの実践を通して構築していく本事業の性格から、本計画は必要に応じて見直しを行います。



3) 計画期間

この計画の期間は、令和7年（2025年）度から令和10年（2028年）度の4年間とします。

2. 計画の基本的な考え方

1) 基本目標

共生福祉社会の実現に向け、地域福祉計画の目標に合わせ、事業を展開します。

①目標1 つながり合い、支え合う共生のまちづくり

どんな状況にあってもつながりを断ち切れず支え合い、誰もがいきいきと安心して暮らせるために、地域福祉や人権などについての正しい理解に基づく「まちづくり」を実践します。また、地域福祉活動の新たな担い手像の形成、地域福祉活動の活性化とつどい場づくりといったコミュニティの基盤強化を図りながら、多様な協働と参画による、地域丸ごとの地域福祉活動を推進します。

②目標2 多様な主体の協働による誰もが活躍できる仕組みづくり

日常においても災害時においても、支援を必要とする人を適切な支援に結び付けるため、地域での見守り体制強化や、「協議(話し合い)」「協働(助け合い)」を促進する仕組みづくり、社会資源の調整を行います。そして、新たな社会資源の開発や、必要な資源に人々を結びつけるコーディネート機能を充実させ、だれもが地域社会とつながり、「社会参加」できるよう支援します。

③目標3 誰もが自分らしく暮らすための体制づくり

誰もが地域社会でいきいきと自分らしく暮らせるよう、市社会福祉協議会や地域団体等と連携し、必要な時に必要な福祉サービス等が受けられるよう、情報提供や相談支援体制、権利擁護支援体制の強化など、誰もが自分らしく暮らせる仕組みづくりを進めます。

2) 各分野の基本方針

①高齢者の福祉

高齢者が孤立することなく生きがいを持って住み慣れた地域において生活できるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まいを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を深化・推進し、高齢者の生活を包括的に支える基盤づくりが一層重要となっています。「伊丹市における地域包括ケアシステム」を推進していくとともに、「住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるまち伊丹の実現」をめざします。

②障がい者の福祉

社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動への参加機会の拡大、意思疎通及び情報の取得・利用のための手段についての選択機会の拡大、どこで誰と生活するかについての選択の機会の確保、障害を理由とする差別・合理的配慮の不提供の禁止を目標に掲げ、日常生活や社会生活において社会的障壁を取り除き、障がいのある人があらゆる分野の活動に参加・参画できる社会の実現をめざします。

③児童の福祉

「子ども・家庭・地域・共に育ちあう伊丹」を基本理念とし、すべての子どもが、生まれ育った環境によって左右されることなく育ち、教育を受けることができるとともに、一人ひとりが夢や希望を持って、現在及び将来を生きることができるよう、「子どもの最善の利益」が保障されるまちをめざします。

④生活困窮者の福祉

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業所として設置した「くらし・相談サポートセンター」が中心となって、生活困窮者の自立と尊厳の確保及び、生活困窮者支援を通じた地域づくりを目的として、制度の狭間に置かれた人を受け止めるとともに、複合的な課題を抱えた人を、それぞれの課題に合った担当窓口、関係機関、さらには地域や事業所等につなぐ総合相談窓口の機能強化と連携に取り組み、誰もが自分らしく暮らせる仕組みづくりを進めていきます。

⑤地域づくり

まちづくりの担い手の発掘や人材育成に取り組むとともに、地域自治組織等による地域自治の推進、多様な市民活動団体への支援を行い、地域課題の解決に市民力・地域力が発揮できる環境づくりを進めます。また、市民が積極的に参画し、多様な主体との協働が実現するまちをめざします。

3. 目標達成のための取り組み

1) 重層的支援体制整備事業の概要

本事業は、以下の枠組みに沿って事業を展開します。本事業の目的は、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、互いを尊重しながら暮らしていくことのできる包摂的な社会をめざすことです。すべての市民の多様な課題に寄り添う地域社会づくりを進める必要があります。

複雑化・複合化する地域の課題に対して、「対象者の属性を問わない相談支援」で受け止めます。この「支援」とは、課題の解決のみならず社会参加への支援までを含み、相談を受け止めた上で社会から孤立した人、排除されてしまった人をその人に合った形での社会参加へとつなげる「多様な参加支援」を進めます。ただし、社会参加を個別に支援するにも、地域の中に参加するための場所がなくてはなりません。そこで、地域の中の様々な居場所づくりや就労支援といった、新たな社会資源の開発や、またお互いが見守り合い支え合うつながりづくりが必要です。地域のつながりの希薄化や担い手不足等の問題も踏まえ、身近な地域のセーフティネットとして、基盤となる地域社会の持続可能性の向上を図る「地域づくりに向けた支援」を進めます。

本計画においては、各事業に対応するプロジェクトを実施します。これらのプロジェクトは、伊丹市の抱える課題解決のため、「伊丹市の重層的支援体制」を構築するための具体的な取り組みです。プロジェクトが、従来縦割りであった各分野の制度と関係機関、また民間と行政を結ぶ結節点となり、有機的な「伊丹市の重層的支援体制」の構築となるよう、取り組みを推進します。

3つの支援	事業	プロジェクト
地域づくりに 向けた支援	①地域づくり事業 (法第106条の4 第2項 第3号) イ：【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの(地域介護予防活動支援事業) ロ：【介護】生活支援体制整備事業 ハ：【障害】地域活動支援センター事業 ニ：【子ども】地域子育て支援拠点事業 ホ：【困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業	◆地域づくり支援による社会参加できる場づくり、リノベーション
多様な参加支援	②参加支援事業 (法第106条の4 第2項 第2号)	◆参加支援による資源開拓とマッチング
対象者の属性を 問わない相談支援	③多機関協働事業 (法第106条の4 第2項 第5号及び第6号)	◆多機関協働の体制整備
	④包括的相談支援事業 (社会福祉法第106条の4 第2項 第1号) イ：【介護】地域包括支援センターの運営 ロ：【障害】障害者相談支援事業 ハ：【子ども】利用者支援事業 ニ：【困窮】自立相談支援事業	◆包括的相談支援体制による課題解決と出口づくり
	⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (法第106条の4 第2項 第4号)	◆伴走型支援による具体的課題解決

2) 事業の展開

①地域づくり事業

(1) 地域づくりのコーディネート機能やプラットフォーム機能を担う体制等

伊丹市社会福祉協議会に地域づくり支援コーディネーターを1名配置し、世代や属性を超えて住民同士が出会い交流できる多様な場や居場所の整備と、住民の交流・参加・学びの機会を生み出すための各種コーディネート、そして、これまで結びつきがなかった多様な分野の人・団体等がつながるような地域におけるプラットフォームの形成・促進等を行います。

また、こうした取り組みを通じて、様々な生きづらさを抱えた人たちが、地域において孤立してしまうことのないよう、住民一人ひとりが地域の中で何らかの役割を担えるような関係性や、住民同士による気かけ合い、支援関係機関等と地域住民の連携・協働等が生まれる土壌づくりを進めます。

生活支援コーディネーターを兼務しているコミュニティワーカーに加え、地域づくり支援コーディネーターを配置し、地域住民に身近な圏域よりも大きな範囲で地域づくりを進める役割を担うことで、伊丹市における地域福祉の基盤づくりをさらに推進していきます。

実施主体	運営形態
伊丹市	委託

(2) 実施体制

1. 地域介護予防活動支援事業

年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開をめざし、住民主体の通いの場等を支援します。

対象分野	設置か所数	地域づくり支援拠点
高齢	110	いきいき百歳体操
	1	介護予防拠点づくり事業 せつよう地区
	—	福祉サポーターポイント事業
	11	地域ボランティア養成事業

2. 生活支援体制整備事業

NPO 法人、企業、ボランティア、社会福祉法人など生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。

対象分野	設置か所数	運営形態	地域づくり支援拠点
高齢	9	委託	生活支援コーディネーター

3. 地域子育て支援拠点事業

就学前児童及びその保護者が相互の交流を行う場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。子育て支援センター、幼稚園、共同利用施設など、地域の拠点施設で、乳幼児とその保護者を対象に、遊びや子育て、仲間づくりを支援します。

対象分野	設置か所数	運営形態	地域づくり支援拠点
子ども・子育て	7	直営	一般形
	1	委託	
	4	直営	地域のみんなのひろば
	6	直営	幼稚園のみんなのひろば

4. 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

地域福祉ネット会議は、様々な福祉課題について、地域住民主体で考え、話し合う場です。

対象分野	設置か所数	地域づくり支援拠点
生活困窮	16	地域福祉ネット会議

(3) プロジェクト

◆地域づくり支援による社会参加できる場づくり、リノベーション

多様な福祉課題を抱える地域に対しての支援や協働の啓発を進めるとともに、地域の社会資源などを改めて見つめなおし、様々な人が連携した地域づくりを進めます。

項目	具体的な取り組み
ア	多様な活動主体が連携・協働できる地域づくりを推進します。
イ	担い手の減少や固定化という地域の課題に対して、新たな人材の発掘や地縁に拘らない活動者と地域の連携・協働に向けた取り組みを推進します。
ウ	居場所等でお互いを気にかけて合う仕組みづくりを推進し、気になる人を早期発見できる地域の基盤づくりを進めるとともに、既存の様々な活動に、支援を要する人たちが参加できる機会拡大に向けたはたらきかけを進めます。
エ	地域自治組織が作成する地域ビジョンの作成を支援し、その後の福祉活動推進のための支援を進めます。

②参加支援事業

(1) 地域における資源開発や利用調整等を行うコーディネート機能を担う体制等

伊丹市社会福祉協議会に参加支援コーディネーターを1名配置し、既存の社会参加に向けた事業では対応できない人のため、本人やその世帯のニーズ等について、多機関協働事業との連携等により丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネート等を行います。また、既存の社会資源の拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズに応じた支援メニューをつくるほか、支援した後もフォローアップ等を行うなど、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

実施主体	運営形態
伊丹市	委託

(2) 参加可能な社会資源と想定される主な連携先

	連携先
1	地域ふれ愛福祉サロン、地域交流カフェ、こども食堂等のつどい場
2	就労支援事業所
3	地域見守り協定事業所
4	セルフヘルプグループ
5	ボランティア・市民活動センター登録グループ

(3) プロジェクト

◆参加支援による資源開拓とマッチング

社会的に孤立する人と既存の社会資源をつなげるとともに、その人が継続して社会参加ができるよう支援します。

項目	具体的な取り組み
ア	孤立・孤独対策も含めた官民連携プラットフォームの構築のため共生福祉社会推進会議を設置します。
イ	社会的に孤立している人に対して、既存の地域資源やボランティア活動等とつなげるとともに、継続した社会参加のために、関係機関が連携して、本人と地域活動等への支援を行います。
ウ	様々な形の居場所づくりに取り組むとともに、就労体験の機会づくりに取り組みます。

③多機関協働事業

(1) 多機関協働事業の調整機能を担当する機関の設置

市民及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題等を有する者及びその世帯への支援が包括的かつ早期に提供される体制を整備するため、社会福祉法第106条の6の規定に基づき、伊丹市多機関協働支援会議を実施します。

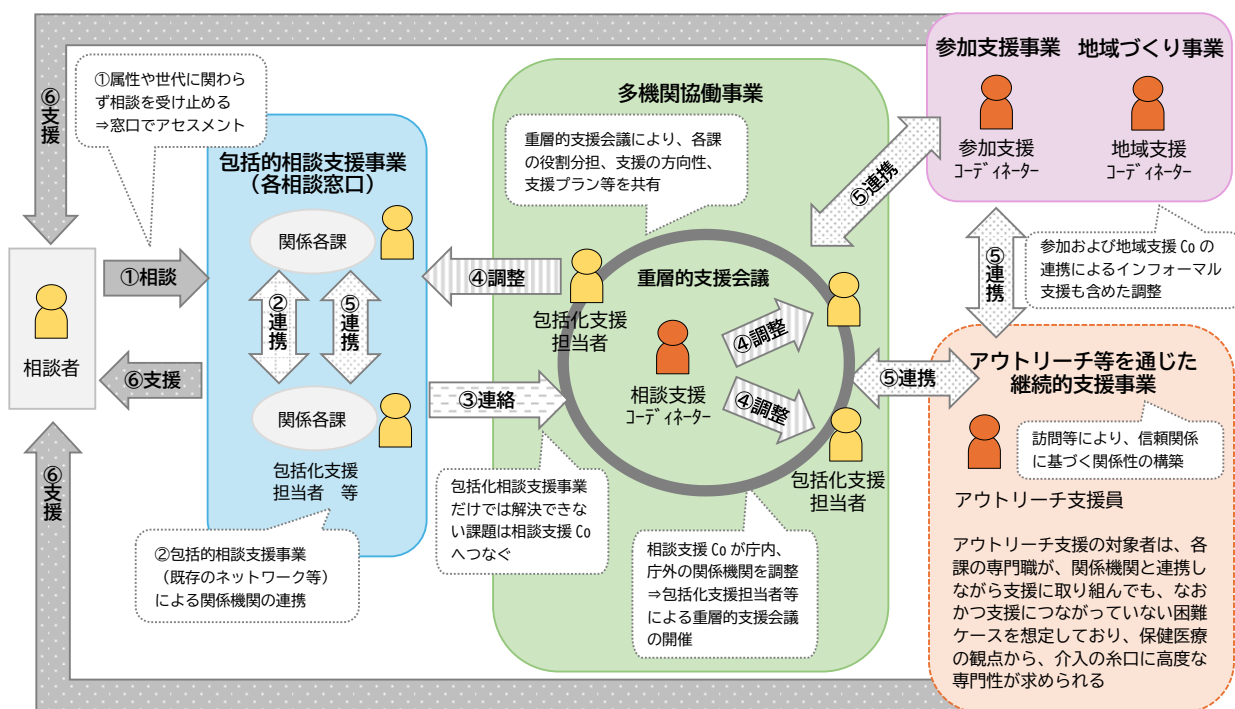
実施主体	運営形態
伊丹市	一部委託

(2) 関係機関間の連携

本市では、総合相談窓口を新たに設置するのではなく、既存の相談窓口の対応力を向上させ、制度の狭間の支援につなげていないケースについて支援していきます。制度の狭間に置かれたどこにもつながらない狭間のケースについては、各相談窓口に配置された包括化支援担当者が一旦受け止めて包括的相談支援事業（関係機関との連携協働）でも対応が難しい場合、相談支援コーディネーターを通じて、必要に応じて重層的支援会議及び支援会議にかけて支援方針を決定します。

多機関協働で複合的課題を解決するため、関係機関のネットワーク構築や、個別ケース支援、地域の社会資源活用等を検討する場について、包括化支援担当者会議として位置づけ、関係機関間の一体的な連携を図ります。

【支援のフロー図】



(3) プロジェクト

◆多機関協働の体制整備

これまでの地域福祉の取り組み実績を基にして、関係機関等の一層の連携・協働を推進するため、他部署が所管している取り組み等も含めた実態把握や自己評価等を行います。また、福祉部門以外の関係機関との連携体制の構築の仕組みを検討します。

項目	具体的な取り組み
ア	各種会議の情報共有の仕組みづくりに取り組みます。
イ	重層的支援体制整備事業実施計画の進行管理を庁内連携会議において報告し、連携を推進します。
ウ	福祉の専門職ではない関係機関や団体も含めた緩やかなネットワークを構築します。

④包括的相談支援事業

(1) 連携による総合相談支援体制の構築

市及び市社会福祉協議会に相談支援コーディネーターを各1名配置し、各関係機関の調整により連携強化を図り、関係機関同士の互いに顔の見える関係づくりを進めます。さらには福祉の専門職ではない関係機関や団体も含めた緩やかなネットワーク（セーフティネットシステム）を形成することで、包括的に受け止められる総合相談支援体制を構築していきます。

設置形態	内容
基本型	従来の機能をベースとしつつ、複合的な課題を抱えた人の相談の受け止めや、他の関係機関へのつなぎなどに対応します。

※基本型：単一の既存事業の委託を受け支援を実施する形態

(2) 実施体制

1. 地域包括支援センター運営事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるように、様々な面で支援を行うための総合相談機関です。また、地域の関係機関と連携し生活をサポートする事業や、認知症の人やその家庭への支援も行っています。

対象分野	設置か所数	運営形態	相談支援機関
高齢	10	委託	(基幹型1か所) 伊丹市地域包括支援センター (地域型9か所) 天神川・荻野地域包括支援センター 稲野・鴻池地域包括支援センター 伊丹・摂陽地域包括支援センター 笹原・鈴原地域包括支援センター 桜台・池尻地域包括支援センター 花里・昆陽里地域包括支援センター 神津・有岡地域包括支援センター 緑丘・瑞穂地域包括支援センター 南地域包括支援センター

2. 障害者相談支援事業

対応が困難なケースへの助言・対応、障害種別を超えた対応、相談支援事業所等のスーパーバイズ、相談支援専門員の人材育成、地域移行・地域定着の取り組み等、地域の相談支援体制のバックアップ機能を担います。

対象分野	設置か所数	運営形態	相談支援機関
障害	6	①直営 ②委託 ③委託 ④委託 ⑤委託 ⑥直営	基幹相談支援センター(構成機関によるネットワーク型) ①市障害福祉課・こども福祉課 ②いたみコミュニティーケアセンター (ICCC) ③ウィズゆう ④アイ愛センター ⑤地域生活支援センター ⑥こども発達支援センター あすばる

3. 利用者支援事業

「子育て支援センター」、「教育保育課」、「こども総合支援センター」の3カ所が、お互いに連携をとりながら妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供します。

対象分野	設置か所数	運営形態	相談支援機関
子ども・子育て	3	直営	子育て支援センター（基本型） 教育保育課（特定型） こども総合支援センター（こども家庭センター型、妊婦等包括相談支援事業型）

乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

対象分野	設置か所数	運営形態	相談支援機関
子ども・子育て	8	①直営 ②直営 ③直営 ④直営 ⑤委託 ⑥直営 ⑦直営 ⑧直営	地域子育て支援拠点（8か所） ①子育て支援センターむっくむっくルーム ②いたみむっくむっくルーム ③わかばこども園むっくむっくルーム ④さくらだいこども園むっくむっくルーム ⑤西伊丹むっくむっくルーム ⑥きららホールゆうぎしつ ⑦ひだまりひろば ⑧神津こども園むっくむっくルーム

4. 自立相談支援事業

制度の狭間に置かれた人を受け止めるとともに、複合的な課題を抱えた人を、それぞれの課題に合った担当窓口、関係機関、さらには地域や事業所等につなぎ、総合的な支援を実施するコーディネーターとしての役割を果たしています。

対象分野	設置か所数	運営形態	相談支援機関
生活困窮	1	直営	くらし・相談サポートセンター

5. その他

福祉全般にかかる相談・援護、また母子保健、健康増進、栄養、疾病予防に関する相談・支援などを行っています。

対象分野	設置か所数	運営形態	相談支援機関
福祉全般	1	直営	福祉事務所
保健・健康	1	直営	保健センター

(3) プロジェクト

◆包括的相談支援体制による課題解決と出口づくり

包括化支援担当者会議におけるケース検討を通じて、連携・地域課題を抽出、検討したうえで、課題解決に向けた具体的なプロジェクトの提案を行います。

項目	具体的な取り組み
ア	複雑化・複合化した課題の解決、属性に拘らない相談を受け止めるための体制づくり、専門職のスキルアップのため重層的支援会議・支援会議を開催します。
イ	個別支援を通じた地域課題の抽出、検討による課題解決に取り組めます。
ウ	地域包括支援センターや障害者相談支援事業所、地域子育て支援拠点などを基盤に包括的相談支援間の連携強化の仕組みづくりの検討を行います。

⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

(1) アウトリーチ等を通じた継続的支援を担う体制等

アウトリーチ支援事業では、ひきこもりや生活困窮、障害などで自分からは助けを求められない場合や、本人や家族が問題に気がついていない場合において、行政や支援関係機関、地域住民同士のネットワークなどから潜在的な支援対象者を把握し、既存の各分野の支援関係機関が本人との信頼関係を構築しながら支援します。さらには各分野の支援関係機関が行うアウトリーチ支援をサポートするアウトリーチ支援員を1名配置し、自殺企図や希死念慮、セルフネグレクトなどの支援拒否により支援につなげていない対象者に、継続的な電話・訪問など、本人に対して時間をかけた丁寧なはたらきかけを行い、信頼関係を構築し、関係性をつくることをめざします。原則として、重層的支援会議・支援会議にて検討したケースで、各相談窓口等が有する既存のネットワーク等による連携では、課題解決が困難であることとします。

実施主体	運営形態
伊丹市	直営

(2) プロジェクト

◆伴走型支援による具体的課題解決

支援拒否など関わりの難しい人との信頼関係の構築を行い、適切な支援につなげます。また、地域と協働できる相談援助職の人材育成とともに支援者をサポートできる相談援助職の人材育成を行います。

項目	具体的な取り組み
ア	支援拒否のケースに対して信頼関係の構築に向けたはたらきかけを行い継続的な関わりを持ちます。
イ	地域と専門職が定期的につながりながら、地域住民同士のゆるやかな気かけ合い・支え合いが生まれる地域づくりを支援します。
ウ	支援者をサポートできる相談援助職の人材育成を行います。

3) 事業の推進体制

①包括化支援担当者会議・重層的支援会議・多機関協働支援会議

複雑化・複合化した課題や狭間の課題を抱える世帯を多分野が連携し一体的な支援を実施するため、役割分担や各分野の支援の調整、支援方針、進捗管理等を行う包括化支援担当者会議を設置しています。重層的支援会議・多機関協働支援会議により個別ケースの支援を検討するほか、重層的支援体制整備や地域課題の検討も行います。

会議	実施内容
包括化支援担当者会議	重層的支援会議の開催を行う他、重層的支援体制整備事業における地域づくり支援、相談支援、参加支援、伴走型支援など、必要な検討を行う。
重層的支援会議	本人からの申出や同意を得た上で、支援プランの検討や評価、各関係機関の調整、社会資源の把握と開発に向けた検討を行う。
多機関協働支援会議 (支援会議)	本人からの同意が得られない場合の、対象者の情報共有や支援体制の検討を行う。

②支援関係機関の連携に関する事項

事業の実施にあたって、庁内外を問わず分野横断的な取り組みを推進するため、関係機関のネットワーク構築や一体的な連携を図ります。

会議	実施内容
共生福祉社会推進会議	地域福祉に関する諸課題について、多様な主体が情報共有や意見交換を行い、官民連携プラットフォームを構築する。
地域福祉ネット会議	住民主体の協議の場において、地域課題に対しての協議や地域ビジョンの推進による地域づくりを行う。
セーフティネットシステム	福祉の専門職ではない関係機関や団体も含めた市域全体で協働できる支援機関ネットワークを構築する。